

## 市内事業所における PFOS 及び PFOA の水質基準値超過に関する周辺井戸等の調査結果について（モニタリング第 1 報）

当市では、市内事業所で PFOS 及び PFOA の暫定目標値(令和 8 年 4 月からは水質基準)を超過をした事例を受け、昨年 1 2 月から周辺井戸等の調査を実施してまいりました。

今後は調査結果を踏まえ、東西南北の濃度の変化を確認するとともに、高濃度超過地点や基準値に近い地点の継続的な調査（モニタリング）を行います。

### 1 調査概要

- 調査期間：令和 8 年 8 月 3 1 日～9 月 2 日
- 調査地域：北茨城市磯原町上相田、豊田、木皿、華川町中妻、下相田の計 14 地点

### 2 調査結果の概要

14 か所の調査地点のうち 10 か所で、全体的に濃度は減少傾向にあるものの、水質基準値及び指針値を超過していることが確認されました。

井戸水（11 地点）及びその他（3 地点）の調査結果

| 調査地点       | 距離     | PFOA・PFOS<br>合算値(ng/L) | 前回調査値<br>(ng/L) | 増減率  | 水質<br>基準値・<br>指針値 |
|------------|--------|------------------------|-----------------|------|-------------------|
| 磯原町上相田㊸    | 30m    | 8,100                  | 23,000          | －65% | 50 ng/L<br>以下     |
| 磯原町上相田㊡    | 220m   | 390                    | 470             | －17% |                   |
| 磯原町上相田㊠    | 330m   | 730                    | 690             | ＋6%  |                   |
| 磯原町上相田㊢    | 550m   | 290                    | 420             | －31% |                   |
| 磯原町上相田㊣    | 820m   | 170                    | 150             | ＋13% |                   |
| 磯原町上相田㊤    | 850m   | 69                     | 150             | －54% |                   |
| 華川町中妻㊤     | 400m   | 65                     | 67              | －3%  |                   |
| 華川町中妻㊢     | 510m   | 44                     | 37              | ＋19% |                   |
| 華川町下相田㊤    | 910m   | 46                     | 48              | －4%  |                   |
| 磯原町豊田㊠     | 1,800m | 130                    | 120             | ＋8%  |                   |
| 磯原町木皿㊢     | 2,030m | 42                     | 59              | －29% |                   |
| 上相田地区浸透水   | 15m    | 3,900                  | 12,000          | －68% |                   |
| 上相田地区第一水門  | 20m    | 220                    | 920             | －76% |                   |
| 上相田地区農業配水池 | 50m    | 23                     | 96              | －29% |                   |

※ 距離は暫定目標値超過確認報告があった事業者からの概ねの距離を示しています。

### 3 水質基準・指針値について

- 水質基準とは、水道水に含まれる PFOS 及び PFOA の合計濃度が 1 リットル当たり 50ng/L 以下と、「水道法」で定められた基準値です。
- この基準値は、体重 50kg の人が 1 日 2 リットルの水を一生飲み続けても健康に影響が出ない安全側の指標として設定されています。
- なお、令和 8 年 4 月に「暫定目標値」は「水質基準」として引き上げられ、法的に義務付けられました。
- 井戸水は水道法の適用対象外ですが、飲用水としての安全性確保のため、水道水の水質基準に準じた基準を適用しています。
- 指針値とは、河川などの場合に用いられるもので、環境基準には至らないが監視が必要な物質について、望ましい水質の目安として示された値です。

### 4 その他

農業環境における PFOS 及び PFOA のコメへの影響や蓄積の詳細については、農林水産省の以下の資料をご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/PFAS/attach/pdf/index-9.pdf>

|                                                          |
|----------------------------------------------------------|
| お問い合わせ先<br>北茨城市環境産業部生活環境課<br>電話 0293-43-1111（内線 373～375） |
|----------------------------------------------------------|